

ガイド育成を核とした地域探訪型サイクルツーリズム推進事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

ガイド育成を核とした地域探訪型サイクルツーリズム推進事業委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

3. 趣旨・目的

コロナ禍において、密を避けるアクティビティコンテンツが注目される中、サイクルツーリズムの需要が高まっており、本県においても、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ期における「新しい旅のスタイル」としてサイクルツーリズムの推進に取り組んでいる。今後、本県ならではの観光型サイクルツーリズムを確立していくためには、参加者の「安全・安心」を確保するとともに、その地域ならではの文化や歴史を伝えるエンターテインメント性の高いサイクリングガイドを育成することが重要となる。

本事業では、県内各地に根差したサイクリングガイドを発掘及び育成するとともに、食や歴史、人との出会いなど地域ならではの魅力を組み込んだ地域探訪型サイクリングコンテンツの造成を図り、『地域資源』を持続可能な観光コンテンツに育て磨き上げる事業を実施・展開する。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「ガイド育成を核とした地域探訪型サイクルツーリズム推進事業」において、以下の業務を委託する。なお、受託事業者は、サイクリングガイドの育成に際して、必要な知識・スキル及び経験を有していること（例：日本サイクリングガイド協会上級資格 等）

【参考】ガイド育成を核とした地域探訪型サイクルツーリズム推進事業委託業務の概要

ターゲット：国内旅行者

想定プロセス：①サイクリングガイドの担い手発掘、参加事業者の募集

②サイクリングガイドの育成

・ワークショップ

・事業者の選定

③サイクリングコンテンツの造成

・現地指導

・コンテンツのブラッシュアップ

④WEBメディア等を活用したプロモーション

・記事広告の作成

・動画制作

・スポーツサイクルフェスティバルへの出展

①過年度事業内容

- ・インバウンドを対象とした日本の原風景などを訪ねる観光型のサイクリングコースを各地域に6コース造成した。
- ・サイクルツーリズム及びガイドの重要性を啓発・周知することを目的として、地域のサイクルツーリズムに興味をもつ事業者を対象に、ワークショップを実施した。

②造成コース

- ・但馬地域（香住～餘部）
- ・丹波地域（篠山）
- ・神戸・阪神地域（宝塚）
- ・播磨地域（竜野～相生）
- ・播磨地域（佐用～平福）
- ・淡路地域（長澤）

(1)サイクリングガイドの担い手の発掘

過年度に実施したワークショップの参加事業者に参画を促すとともに、県民局・県民センター、各地域DMO・観光協会及び県内市町と調整のうえ、新たな地域のサイクリング事業者の担い手候補を調査し、参加事業者（業として実施できるものが望ましい）を募る。

また、チラシやWEB広告などの各種PRツールを制作・活用し、担い手候補となる参加事業者を広く募集する。

(2)ワークショップの実施

観光本部及びツーリズムプロデューサーと相談のうえ講師及び講演内容を決定し、サイクリングガイドの技術やサイクリングコンテンツの造成及び販売における有識者を招聘し、知識を学べる全2回（座学1回・実技1回）のワークショップを実施する。

※開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮すること。また状況によつては、観光本部と協議のうえ、オンラインにて実施すること

※開催場所については、参加者の所在地を考慮したうえで決定すること

(3)現役サイクリングガイドによる現地指導及びサイクリングコンテンツの造成

ワークショップ参加者で早期事業化が可能な事業者を概ね3事業者選定し、サイクリングコンテンツ造成のための現地指導を1事業者あたり4日間（1泊2日×2回でも可）程度実施する。なお、現地指導実施後も必要に応じてオンライン等でコンテンツのブラッシュアップを行い、サイクリングコンテンツを造成する。

※コース造成の際は、過年度に造成したコースを活用すること

※開催場所については、観光本部及びツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

※実地研修に使用するE-Bike等必要な備品・消耗品については、受託者で準備すること

(4)WEB メディア等を活用したプロモーション

作成したサイクリングコンテンツを取りまとめ、サイクルツーリズムを取り扱うWEB メディア等を活用したプロモーションを行う。

①記事広告作成

作成するサイクリングコンテンツを記事として取りまとめ、サイクルツーリズムを取り扱うメディアに掲載する。

②動画制作

育成する地域のサイクリングガイドや魅力ある地域資源を取り入れたサイクルツーリズムに関する動画を制作する。

③サイクルフェスティバル等イベントの出展

西日本最大のスポーツサイクルフェスティバル CYCLE MODE RIDE OSAKA などのイベントに出展する。

※受託者は、イベント出展の手続きを行うこと

※イベント出展料及び出展に必要な備品については、委託料に含めること

5. 成果物の提出等

(1)成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データ各5部を本部に提出しなければならない。なお、電子データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与したうえ、ウィルスチェックを行っておくこと

①事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等

②記事

テキストデータに加え、PDF形式で納品すること

③動画

制作した動画は YouTube 等の Web サイトにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にすること。

(2)提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3)提出期限

令和5年3月15日(水) 17:00

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は5,650千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。なお、各業務における費用内訳は下記のとおりとする。

- ①「4.業務の内容」(1)～(3)の上限額（合計） 4,550千円
- ②「4.業務の内容」(4)の上限額 1,100千円

7. 精算・支払い

請求書を受領後、令和5年3月末日までに精算を行う。

8. 留意事項等

- (1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5)委託契約の締結
 - ①契約に関する事務は委託者で行う。
 - ②委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③契約条項は、委託者において示す。
 - ④契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6)契約の解除
 - ①委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ②上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7)委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。